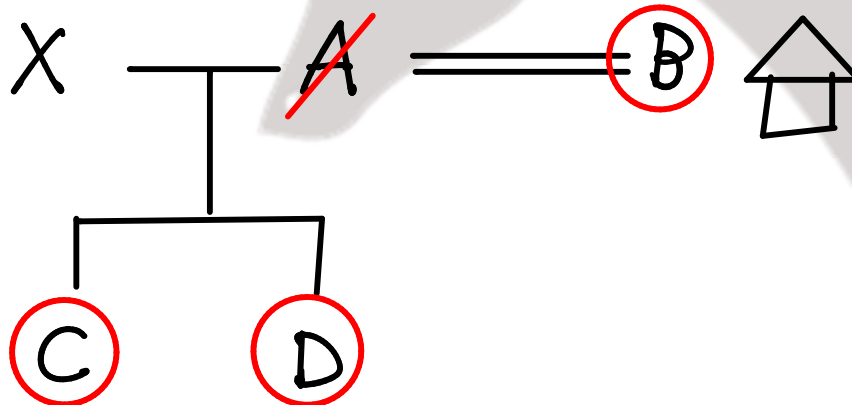


**配偶者短期居住権** 宅建 H16-12-1 《#686》

【問】正誤をつけよ。

自己所有の建物に妻Bと同居していたAが、遺言を残さないまま死亡した。Aには先妻との間に子C及びDがいる。Aの死後、遺産分割前にBがAの遺産である建物に引き続き居住している場合、C及びDは、Bに対して建物の明渡しを請求することができる。



【答え】誤り

《ポイント》 **配偶者短期居住権** 【発展】

1 **配偶者**は、被相続人の財産に属した建物に**相続開始の時に無償で居住していた**場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物(「**居住建物**」)の所有権を相続又は遺贈により取得した者(「**居住建物取得者**」)に対し、**居住建物について無償で使用する権利「配偶者短期居住権**」を有する。

一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で**遺産の分割**をすべき場合 **遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日**又は**相続開始の時から6箇月**を経過する日のいずれか**遅い日** (民法 1037 条 1 項 1 号)

⇒ 上記のほか、居住建物取得者からの配偶者短期居住権の消滅申入れもある